

2017年8月30日

みずほ信託銀行株式会社

資産運用業務における国内株式の議決権行使結果の公表について

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：飯盛 徹夫）は、本日、「『責任ある機関投資家』の諸原則 日本版スチュワードシップ・コード へのみずほ信託銀行の取組方針」（以下、「当行取組方針」）に基づき、2017年4月から6月に実施された株主総会における個別投資先企業および議案ごとの議決権行使結果をホームページにて公表しました。

（https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/giketsuken_koushi.html）

当行は、2017年5月29日、金融庁より改訂された日本版スチュワードシップ・コード（以下、「本コード」）が公表されたことに伴い、2017年6月30日、当行取組方針を改定しました。

本コードの改訂では、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、運用機関が投資先企業との間で深度ある目的を持った対話（エンゲージメント）を行っていくことが必要であるとの認識のもと、運用機関のガバナンス・利益相反管理、パッシブ運用におけるエンゲージメント、議決権行使結果の公表の充実、運用機関の自己評価等の内容が新たに盛り込まれました。

当行は、資産運用業務のうち議決権行使の実務やエンゲージメントを含むファンドマネジメント業務、トレーディング業務等を当行から分離し運用機関へ委託することで、運用機関が議決権行使する際、当行の法人営業部門からの影響を受けない信託銀行唯一の先進的な事業ストラクチャーを構築しています。

この事業ストラクチャーに加え、改訂された本コードを踏まえ、「スチュワードシップ責任」を果たすにあたり有用と考えられる7つの諸原則についての当行取組方針を改定し、更なるガバナンス体制の高度化や議決権行使における透明性の確保等に取組むことを表明しています。

当該取組方針においては、「四半期ごとに個別投資先企業および議案ごとに公表する」としており、今後、四半期ごとにホームページにて公表する予定です。

当行は、「お客さまから最も信頼される信託銀行」を目指し、お客さま本位の業務運営を徹底することで、「責任ある機関投資家」として「スチュワードシップ責任」を主体的に果たしていきます。

以上